

## 【市長あいさつ（要旨）】

本日の案件は、令和2年小牧市議会第2回定例会の提出予定議案である。上程議案数は、条例案10件、一般議案5件、専決処分承認案1件、補正予算案2件、人事案14件の合計32件を予定している。このうち専決処分承認案については、小中学校再開にあたり、新型コロナウイルス感染防止の観点から校内の消毒・清掃を徹底するため用務員を増員する補正予算について、市長による専決処分の承認案を上程するもの。また、令和元年8月小牧市行政組織改正案について、こまき令和夏まつりについても発表させていただく。

その後、小中学校における新型コロナウイルス感染症の対応について、教育委員会で取りまとめたものについても説明するほか、マスク等物資を寄贈の報告、不足物資についての説明も行う。

## ■説明要旨

### 【令和2年小牧市議会第2回定例会提出議案について】

#### 〔条例案〕

#### 《小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するための作業に従事した場合に、防疫作業手当として1日につき3,000円を、新型コロナウイルス感染症に感染している者、もしくはその疑いのある者の身体に接触し、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円を支給するものである。

#### 《小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

職員を派遣することができる団体の名称変更に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

#### 《小牧市基金条例の一部を改正する条例の制定について》

文化振興基金及びスポーツ振興基金を設置し、並びにスポーツ振興事業基金及び体育施設整備基金を廃止するものである。

#### 《小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について》

地方税法等の改正に伴い、個人市民税では、ひとり親に係る非課税措置及び所得控除を見直し、新型コロナウイルス感染症等の影響により指定行事の中止等をした者に対し、入場料金等払戻請求権の放棄をした場合には、20万円を限度として寄附金税額控除の規定を適用することとし、住宅借入金等特別税額

控除について、その適用期限を令和16年度分まで延長することとし、固定資産税では、相当な努力が払われたと認められる方法により、探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課することができるものとする等々の措置を講ずることとし、市内の土地または家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合における当該土地または家屋を所有している者は、必要な事項を市長に申告しなければならないこととするほか、当該申告をしなかった場合の罰則を設けるものとし、固定資産税の特例措置について、その課税標準を、一定の水力発電設備はその価格に4分の3を乗じて得た額とし、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋及び構築物は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り0とするものである。

軽自動車税では、環境性能割の非課税措置等の適用期限について、令和3年3月31日まで延長することとし、市たばこ税では、葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間及び令和3年10月1日以後の2回に分けて段階的に見直し、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの1本をもって、紙巻きたばこの1本に換算するものである。

#### **《小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》**

介護保険法施行令の改正に伴い、所得の低い第1号被保険者の令和2年度の保険料率を軽減するものである。

#### **《小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》**

地方税法の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合について、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を適用することとするものである。

#### **《小牧市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について》**

市において、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の事務を行うものである。

#### **《小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》**

省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格を見直すものである。

#### **《小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》**

省令の改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和などを行うものである。

## 《小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

内閣府令の改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和を行うものである。

### 〔一般議案〕

#### 《高規格救急自動車の取得について》

高規格救急自動車1台を取得しようとするもので、取得金額は2,871万円、契約の相手方は愛知日産自動車株式会社で、契約の方法は7社による指名競争入札である。

#### 《電動式移動柵の取得について》

電動式移動柵一式を取得しようとするもので、取得金額は1億1,352万円、契約の相手方は有限会社富田文溪堂で、契約の方法は7社による指名競争入札である。

#### 《事故に係る損害賠償の額の決定について》

令和元年9月に賃貸マンションで発生した漏水事故による損害賠償の額を290万円と決定するものである。

#### 《こまき市民交流テラスの指定管理者の指定について》

特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークを、令和2年9月1日から令和7年3月31日までの間指定するものである。

#### 《小牧市道路線の認定について》

間々原新田宮前3号線を認定するものである。

### 〔補正予算案〕

#### 《令和2年度小牧市水道事業会計補正予算（第2号）》

収益的収入で290万円を増額し、30億3,102万9,000円とし、収益的支出で290万円を増額し、28億7,903万円とするものである。収益的収入の補正は、開栓作業に伴う漏水事故に係る損害保険加入先からの保険金を増額するものである。収益的支出の補正は、漏水事故の相手方との示談成立による補償金の増額によるものである。

### 〔人事案〕

#### 《小牧市農業委員会委員の任命について》

農業委員会委員14人の任期満了に伴うもので、委員12人は再任、委員2人は新任の委員である。

## **〔専決処分承認案〕**

### **《令和２年度小牧市一般会計補正予算（第４号）》**

令和２年度小牧市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について、議会の承認を求めようとするものである。

補正前の額に４，６５４万８，０００円を追加し、７８５億９，４４６万５，０００円とした。歳入は前年度繰越金であり、歳出は小中学校の会計年度任用職員である。

#### **「市民活動センター施設管理事業」**

学校での新型コロナウイルスの感染を予防するため、校舎内外の消毒・清掃等を行う用務員を雇用するものである。

## **〔補正予算案（２号議案）〕**

### **《令和２年度小牧市一般会計補正予算（第５号）》**

補正前の額に７億７，８１８万８，０００円を追加し、７９３億７，２６５万３，０００円とするものである。

#### **「総務管理費の時間外勤務手当」**

新型コロナウイルス関連事務の時間外勤務に対応するため増額するものである。

#### **「市民活動センター施設管理事業」**

再開発ビル「ラピオ」２階に整備を進めているこまき市民交流テラスについて指定管理者制度を導入し、施設管理委託を行うものである。

#### **「地域生活支援事業」**

地域活動支援センターや、日中一時支援における新型コロナウイルスへの対応に係る支援に必要な人件費や消毒などの経費の助成と、市内の重度障害者が通学することとなった大学において、就学に必要な身体介護等の経費を支援するものである。

#### **「返還金」**

平成２６年度に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業者に対して補助金を交付したが、交付対象者が事業を廃止したため国庫補助金を返還するものである。

#### **「メール配信サービス委託料」**

市内の保育園等において、保護者の方に情報をメールにて配信するための経費を計上するものである。

### **「住居確保給付金」**

新型コロナウイルスの影響に伴い、支給要件が拡大されたため増額するものである。

### **「こまき応援寄附金推進事業」**

こまき応援寄附金業務の増加に伴い、受付業務等の委託料等を計上するものである。

### **「道木川整備事業」**

交通整理員の増員及び擦り付け護岸の復旧等に伴い増額するものである。

### **「教育ネットワーク管理事業と、小中学校の情報システム管理事業の電子計算機借上料」**

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国が示したGIGAスクール構想の実現に向け、全児童生徒に1人1台のタブレット端末を今年度早期に整備するものである。

### **「文化振興基金積立金」**

新たに設置する基金へ積み立てを行うため計上するものである。

### **「スポーツ振興基金積立金」**

スポーツ振興事業基金及び体育施設整備基金を廃止し、新たに設置する基金に積み立てるものである。

### **「体育施設整備基金積立金」**

基金を廃止するため利子の積立を減額するものである。

### **「こまき応援寄附金関係の基金積立金」**

4月22日現在、360名から頂いた寄附金等を各種基金に積み立てるものである。

### **「継続費の補正（道木川整備事業）」**

交通整理員の増員及び擦り付け護岸の復旧等に伴い増額するものである。

### **「債務負担行為の補正（こまき市民交流テラス管理運営委託事業）」**

指定管理者の指定をするに当たり、指定期間が複数年度にわたり、その間の指定管理者への委託料の支出が見込まれるため設定するものである。

## **【小中学校における新型コロナウイルス感染症の対応について】**

### **《学校内での感染防止対策について》**

小牧市では、5月25日から分散登校を開始し、段階的に小中学校を再開しているが、学校再開に当たり、改めて感染防止対策について主な取り組みを説明する。

学校生活については、常に3つの密を意識しながら手洗いやせきエチケット、換気などの基本的な対策を設定するが、特に登校時については、手作りマスク等を含めてマスクの着用を指導するほか、各家庭で記入いただく健康観察カードにより健康状態の把握を行う。授業については、教室内の席の間隔を広げるほか、常時換気を行う、グループ学習を控え、向き合って会話をする場面をつくらないなど配慮する。休み時間については、教室の窓や出入り口を開けて1時間に1回、窓等を全開での換気を行う。給食については、手洗い、給食当番のマスク着用、手指や配膳台の消毒を徹底して、配食の際には机を向かい合わせにしないようにし、会話を控える。部活動については、通常授業再開後の様子を見て決定する。トイレ清掃等は、当面の間は用務員を含めた教職員が児童生徒の下校後に行う。また、清拭用消毒については、教職員が原則1日3回行い、衛生管理を徹底する。そのために、小中学校の用務員を1名増員して各校2名体制とし、募集を開始した。増員に当たり、5月26日に一般会計歳入歳出予算の補正の専決処分を行い、小学校2,978万9,000円、中学校1,675万9,000円の予算措置を行った。

なお、衛生管理はもちろん、児童生徒に対しては海外からの体験入学も含めて、差別、偏見、いじめ等が起こらないように全教職員で共通理解を図り、指導していく。

### 《休校に伴う学習の保障等について》

臨時休校の長期化により、学習の遅れが懸念されている。新年度に入って4月、5月の授業の欠時数については、小学校は合計約150から175時限、中学校は合計約175時限である。学習内容を今年度中に終了させるために、次のような工夫をして授業時数を補う。

まず、夏休みの短縮により授業日を13日間設定する。その際、授業時間を短縮して午前中に5時限の授業を行い、合計約65時限を確保する。2学期以降は授業時間の短縮により、1日当たりの授業時数を最大7時限に拡大し、合計約75時限を確保する。また、運動会等の学校行事を見直したり縮小したりすることで、小学校は約20から30時限、中学校は約30時限を確保する。本年度は現時点で定期健康診断が未実施であり、感染防止、健康安全面の観点から、体育の水泳指導は中止とする。小学校では、水泳指導の10時限程度を体育以外の授業時間に充てることができる。

また、1日10分程度の朝学習の時間を週4日の授業時間とすることで、15時限程度を確保する。

なお、今後の感染状況によっては、冬休み中に授業日を設定することも考え

ている。

今後の状況に応じて取り組みを変更する場合もあるが、その際は保護者への配信メールやホームページで周知する。

### 《小中学生へのタブレット端末配備と関連組織の整備について》

小中学生への1人1台のタブレット端末の配備については、国のGIGAスクール構想に沿うもので、新型コロナウイルス感染症による全国的な臨時休校を受け、当初の予定が大幅に前倒しされ、早急に整備を進めるよう国の令和2年度補正予算が組まれたところである。

そこで小牧市においても、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の発生に備え、家庭でのオンライン学習環境を今年度早期に整備すべく必要な経費を、6月定例市議会に補正予算を提案するものである。

新規の配備台数は、昨年度モデル校4校に導入したタブレット端末なども活用した上で、全部で1万1,569台を予定している。事業費は、5年間のリース契約の総額で約19億8,000万円である。また、補正予算としては、今年度10月分から3月分までの6カ月分として約1億5,900万円を計上している。

なお、これらの経費には端末本体のほか、充電保管庫、ソフトウェア、端末の保守費用等が含まれている。

端末配備後の利活用については、通常時には授業や個別学習等で、非常時には家庭学習での活用を想定している。端末を使うことが目的ではなく、あくまでも端末は1つのツールであり、これまで小牧市が進めてきた「学び合う学び」の中で効果的に活用することで、深い学びへとつなげる。

関連組織の整備については、令和2年7月の行政組織改正で、教育委員会に学校教育ICT推進室を新設する。これは、学校教育におけるICTを活用した学習環境を早期に整え、導入後の管理やICTを活用した教育を推進するための体制を整備することを目的としたものである。1人1台端末の配備により、学校教育におけるICT環境が急速に整備、充実化される中、ICT教育の総合的な企画及び調整を一体的に所管することにより、臨時休校等の非常時における学習機会の保障や、通常時における授業等での有効活用が一層推進されることとなる。

### 【新型コロナウイルス感染症対策にかかる寄贈および不足物資について】

#### 《新型コロナウイルス感染症対策にかかる寄贈について》

これまでに多数の個人の方、企業の方からマスク等の寄贈をいただいている。

5月26日現在で、個人21名、38の企業・団体から、主に使い捨てマスクを7万1,045枚、布マスク1,630枚、N95マスク2,520枚、消毒用アルコール945リットル、医療用防護服204枚、フェイスシールド1,350枚などを寄贈いただいた。多数の寄贈をいただき、改めて厚く御礼を申し上げます。

### 《新型コロナウイルス感染症対策にかかる不足物資について》

新型コロナウイルス感染症対策に必要な物の調達が困難であり、不足している物資も多数あるため、不足物資の提供をお願いしていく。

不足しているのは、医療、救急、衛生用品として使用するN95マスク、手指消毒剤、除菌クロスなどである。今後、市のホームページにおいても物資の提供のお願いを掲載するので、市民の皆様、企業の皆様にぜひ協力をお願いしたい。

### 【特別定額給付金の申請、給付状況について】

市民の関心の高い中、早急に対応してきた特別定額給付金の申請、給付について現時点の状況を、説明する。

小牧市は、5月1日からオンライン申請を始めた。また、マイナンバーカードがない方で早く給付金を必要としている方については、5月4日からダウンロード版での申請も受付を始めている。また、郵送方式について、5月15日から20日までに全て対象世帯には申請書の郵送を完了している。オンライン等については、県内で最も早いと思われる5月7日から給付を行っているが、郵送についても、5月27日に第1回目の振り込みを実施した。現在、対象人数は15万2,800人余で、対象世帯が6万8,690世帯である。このうち、約80%の5万5,218世帯から申請を既に受け付けている。うち9,179世帯に、約22億円の振り込みが完了しており、申請に対して16.6%の世帯に振り込みが完了した。6月中に6日ほど給付日を予定しており、次回は6月3日に9,461世帯への振り込みを予定している。6月3日時点での予定としては、約35%への振り込みが完了する見込みとなっている。

### 【子どもへの図書カードの配布について】

5月11日から15日にかけて学校を通じて配布したもの、郵送で配布したものとあり、郵便局等に留め置きで受け取られていないものが100通弱あるが、図書カードの配布はほぼ完了している。

### 【高齢者への感染症対策協力金について】

75歳以上の1万9,328人に1万円ずつ配るというものだが、約95%

の1万8,338人から口座情報の返信があり、5月28日までに半分弱の8,839名に振り込みが完了した。残りおよそ半数については、6月中旬頃までに振り込みを完了する予定である。